

知って得する! 法律コラム



弁護士 大友 竜亮

法的手続きにより強制的に債権を回収する方法

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。（2021年1月1日現在）

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋舎番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110
Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の大友です。

「未払いになっている債権を回収したい!」このような相談を会社から受けることがあります。本日は、法的手続きにより強制的に債権を回収する方法についてお話しさせていただきます。

1 強制的に債権を回収するための2つの手続き

約束の期日までに支払いがされず、督促をしても相手からの支払いが見込めない場合には、法的手続きにより強制的に債権回収することを検討します。法的手続きには、分かりやすく分けると「判決をとる手続き」と「判決により出た内容を強制的に実現させる手続き」の2つがあります。

2 判決をとる手続き

強制的に債権を回収するためには、判決をとる必要があります。支払を求める権利があることを裁判所に認めてもらうため、裁判所に訴訟を起こす必要があります。裁判の結果、支払を求める権利があると認められると、「被告は、原告に対し、●●円支払え」というような判決が出されます。

3 判決により出た内容を強制的に実現させる手続き

判決が出れば、一件着かかという、そうではありません。残念ながら、判決が出たからといって、自動的に相手方から支払いを受けられるようになるわけではありません。判決が出た以上、しぶしぶ支払いを行う者もいますが、中には、判決が出ても支払いをしないような者もいます。このような場合に裁判所は、強制的に債権回収をしてくれることはありません。

判決の内容を強制的に実現させるためには、こちらで相手方の財産を見つけ出してきて、その見つけた財産から返済するよう裁判所に対して別途申立て（強制執行の申立て）を行う必要があります。

4 強制執行の種類

判決の内容を強制的に実現させる方法（強制執行）の種類には以下の通りいろいろとあります。

① 不動産執行

相手方が持っている不動産を差し押さえて、強制的に競売にかけ、その売却代金から債権を回収します。一般的に不動産は高額なため、債権回収をする際には、まず不動産執行を検討することが多いです。

② 債権執行（預金・給料等）

相手方が持っている預金債権（預貯金）や給与債権などの債権を差し押さえて、債権を回収します。取引口座や給与口座を把握していたり、勤め先を把握している場合には、これらの債権を差し押さえて回収を図ります。

③ 動産執行

現金や高級時計、宝石類、ブランドバックなど、価値の高い物を差押えて、それを売却して債権回収にあてます。

5 財産調査の方法

強制執行の種類がいろいろとあることは分かりましたが、問題は、強制執行をかける対象となる不動産、預貯金、勤め先等をこちらで発見しないといけないということです。

相手の財産を把握しているか、把握していない場合には、どのように財産調査をしていくか、という点が、債権回収の成功率を左右します。

財産調査の点については、民事執行法の手続きにより、相手の財産の調査が出来る可能性があります。具体的には、預金の情報、勤務先の情報及び不動産の情報を、取得できるような手続きが用意されています。

6 最後に

取引先が契約通りに支払いをしてくれないことで、未回収のままとなっている債権がまま発生するかと思います。交渉での解決が見込めない場合には、法的手続きにより強制的に回収する方法をご検討ください。